

# 臨時特例つなぎ資金のしおり

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

臨時特例つなぎ資金貸付は、離職者を支援するための公的給付制度または公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸付けることにより、その自立を支援することを目的としています。

## 貸付条件

|       |        |
|-------|--------|
| 貸付金額  | 10万円以内 |
| 貸付利子  | 無利子    |
| 連帯保証人 | 不要     |

## 貸付対象となる方

住居のない離職者であって、次の要件にすべて該当する方となります。

なお、貸付けに際しては、原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

- (1) 離職者を支援する公的給付制度または公的貸付制度の申請を受理されている方であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮していること
- (2) 貸付けを受けようとする方の名義の金融機関口座を有していること

次に該当する方は、貸付対象外です。

- ・申請者が未成年
- ・生活保護受給中の世帯員
- ・生活福祉資金等を滞納している世帯員
- ・過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員等

※ 詳細は「生活福祉資金のご案内」参照

## 貸付相談・申込み・審査

- (1) 貸付け相談・申込みの窓口は、お住まいの市町社会福祉協議会になります。
- (2) 原則として、自立相談支援事業を利用し、支援を受けることが貸付け要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社協で貸付審査を行います。迅速に審査を行いますが、提出書類に不備・不足があった場合には日数がかかる場合があります。
- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
  - ・申請書類に虚偽の申告をされている場合
  - ・資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
  - ・全国の生活福祉資金等の償還が滞納中である方（借受人の世帯員を含む）
  - ・世帯に暴力団構成員がいる場合

## 貸付決定・貸付方法

- (1) 審査結果については、通知文書をお渡しします。
- (2) 資金使途や償還能力等を勘案して、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (3) 審査で貸付決定となった場合、借受人名義の口座に送金します。

## 償還について

- (1) 申請していた公的給付または公的貸付が決定し、交付を受けたときから1ヵ月以内（公的給付または公的貸付の申請が却下されたときは、却下のときから1ヵ月以内）に原則貸付金の全額の償還を行うものとします。ただし、一括償還が困難な場合は、月賦償還が認められる場合があります。月賦償還の場合の償還期間は最長12ヵ月となります。
- (2) 偿還方法は、県社協が発行する払込取扱票による銀行振込みとなります。
- (3) 総合支援資金（生活支援費）の借入れをする場合は、貸付金から天引き償還となります。
- (4) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ